

## 報告第 6 号

### 臨時代理した事件(名張市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定(具申))の承認について

名張市学校職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年条例第4号)の一部を改正する条例の制定の具申については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3年 4月 8日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

## 名張市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1. 改正理由

押印を求める手続の見直し等のため、関係条例について所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

#### (1) 名張市職員のサービスの宣誓に関する条例及び名張市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

職員のサービスの宣誓の際に任命権者に提出することとしている宣誓書について、押印を不要とし、その署名にあっては対面（任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前）を不要とする。

#### (2) 名張市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

審査申出書について押印を不要とし、審査手続において作成する調書等について署名押印を不要とする。

### 3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

名張市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(名張市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 名張市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削る。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(名張市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 名張市学校職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で」を削る。

別記様式中「㊟」を削る。

(名張市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 名張市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

名張市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

名張市職員のサービスの宣誓に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、一般職員（学校職員及び消防職員以外の職員をいう。）にあつては様式第1号、消防職員にあつては様式第2号による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第1号（第2条関係）（一般職員） 宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名</p> <p>様式第2号（第2条関係）（消防職員） 宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>一般職員（学校職員及び消防職員以外の職員をいう。）にあつては様式第1号、消防職員にあつては様式第2号による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第1号（第2条関係）（一般職員） 宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名 印</p> <p>様式第2号（第2条関係）（消防職員） 宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名 印</p>

名張市学校職員のサービスの宣誓に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式 学校職員（第2条関係）</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で</u>別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式 学校職員（第2条関係）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊 重しかつ擁護することを固く誓います</p> <p>私は地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的 かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として 誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名</p>	<p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊 重しかつ擁護することを固く誓います</p> <p>私は地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的 かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として 誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名 Ⓔ</p>

名張市固定資産評価審査委員会条例（第3条関係）

改正案	現行
<p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4・5 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな ければならない。</p> <p>(1)～(3) (略) (口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しな</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法 人その他の社団又は財団であるときは、代表者又 は管理人、総代を互選したときは総代、代理人に よって審査の申出をするときは代理人）が押印し なければならない。</u></p> <p>5・6 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意 見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれ に署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略) (口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、</p>

改正案	現行
<p>なければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p><u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>
<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな<u>け</u>なければならない。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審</u>理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しな<u>け</u>なければならない。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p>
<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな<u>け</u>なければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調</u>査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しな<u>け</u>なければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p>
<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな<u>け</u>なければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>	<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議</u>事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しな<u>け</u>なければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>